

牛海绵状脳症（BSE）対策の見直しについて

1 経緯

- 本年5月、内閣府食品安全委員会は、国内におけるこれまでの総合的なBSE対策の実施によりBSEのリスクが低下したことを踏まえ、と畜場で実施するBSE検査の対象牛の月齢を、現行の「30箇月齢超」から「48箇月齢超」に引き上げても「人への健康影響は無視できる」との評価を厚生労働大臣に答申した。
- これを受け、厚生労働省においては、パブリックコメント、審議会報告等の手続を経た上で、BSE検査対象月齢を「48箇月齢超」とするための関係法令を改正し、平成25年7月1日から施行することになった。
なお、国は、全国の自治体に対し見直しを依頼する文書を発出している。
- また、5月28日には、国際的な動物衛生基準等を決める機関であるOIE（国際獣疫事務局）は、日本をBSEリスクに関して最も安全性の高い「無視できるリスクの国」に認定した。

2 本県の対応方針

- (1) 平成13年9月に国内初のBSE感染牛が確認されて以降、全頭検査を行っているところであるが、この度の国の食品安全委員会の答申、県民の皆さまや事業者等関係者の方々との意見交換会で頂戴した御意見、及び徳島県食の安全安心審議会における審議結果等を踏まえ検討した結果、全頭検査を見直し、「48箇月齢超」の牛を対象に検査を行うこととする。

【説明会等の開催状況】

平成25年5月16日	事業者等関係者との意見交換会
平成25年5月24日	県民対象の意見交換会
平成25年5月31日	徳島県食の安全安心審議会

- (2) 今後とも、国産牛肉をはじめ食の安全安心について、県民の皆さまに対し、分かりやすく丁寧な説明と適切な情報提供に努める。

(3) 見直しの時期

平成25年7月1日

我が国のBSE対策の見直しについて

これまで総合的なBSE対策を実施

- ① 牛などへの感染防止 ⇒ 感染原因となった肉骨粉の飼料規制等
・牛などの反芻動物への飼料規制など
- ② 食肉の安全性確保 ⇒ 感染物質が蓄積する部位の除去
・脳、脊髄など特定危険部位(SRM)の除去
食肉処理される牛などのBSE検査
- ③ 海外からの侵入防止 ⇒ BSE発生国からの輸入停止
・生体牛、肉骨粉などの輸入規制

日本では、2002年1月に生まれた牛を
最後に、11年にわたりBSEの発生がない。

科学的に検証

●今後、BSEが発生する可能性は、ほとんどない。
●検査対象月齢を48か月超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断
(食品健康影響評価)
食品安全委員会

最も安全性が高い
「無視できるリスクの国」
に認定

(BSEステータスの認定)
OIE(国際獣疫事務局)

食肉の安全性を確保するため、
当面の間、48か月齢を超える牛については、
引き続きBSE検査を実施する。

全頭検査

48か月齢超へ